



## 令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯に対する  
特別給付金（ひとり親世帯以外分）のご案内

～該当する世帯は、申請が必要です～

### 1. 支給対象者

令和5年3月31日時点で18歳未満の子（特別児童扶養手当の対象児童は20歳未満）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者。

- ① 令和5年度分の住民税が非課税である者
- ② 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

※すでに、令和5年5月末に給付金が振り込まれている子に関しては対象外となります。

※父母がともに児童を養育している場合は、原則主たる生計維持者（所得の高い方）が申請・請求者となります。

※令和6年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

### 2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

### 3. 給付金の支給手続き

- ▶ 詳しい内容については、本部町ホームページに掲載しています。  
1.支給対象者の②に該当する場合は、給与明細等の写し等が必要となります。
- ▶ 申請書等は、子育て支援課窓口にて配布または本部町ホームページからダウンロードができます。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**窓口**に直接、または**郵送**(〒905-0292 本部町字東5番地)にてご提出ください。

【お問い合わせ】 本部町役場 子育て支援課 (2階)

☎0980-47-2180 (受付時間:平日8:30~17:15) ※12:00~13:00除く